

## 平成 28 年度 事業計画

我が国は総人口が減少する中、世界に類を見ない速さで超高齢化社会が進行しています。平成 25 年人口推計では、65 歳以上の高齢者の人口は 3186 万人で、総人口に占める割合は 25%、4 人に 1 人が高齢者となっています。さらに平成 47 年には 33.4%、3 人に 1 人が高齢者になると見込まれています。

少子高齢化が急速に進展し、対策を講じなければ労働力人口の大幅な減少が見込まれています。特に団塊の世代がすべて労働市場を退出し、今後は高齢者が健康で意欲と能力のある限り、年齢にかかわらず働き続けられ、いわゆる生涯現役で社会参加することが求められています。

一方で、アベノミクスによる円安効果に伴い、景気回復しつつあるものの、原油安や中国経済の減速など世界経済情勢の不安定は解消せず、国内では消費税の増税や年金受給年齢の引き上げ、医療費の自己負担割合の改正等、高年齢者の生活を取り巻く社会情勢はますます厳しくなるものと考えられます。

センターにとって重要な財源である国等の補助金が削減されるなか、シルバー事業の自立促進のためには、会員の就業機会の更なる拡大が必要不可欠であるため、地域社会の就業ニーズ等の把握を適確に行うとともに、女性会員の拡大を図るための課題である女性会員の魅力ある職域の開拓に積極的に取り組んでまいります。

センターの認識を深めるためにも、ボランティア活動等を積極的に行い、会員の加入促進や就業機会の拡大のため、あらゆる機会を通じて普及啓発活動を推進してまいります。

安全就業についてはシルバーの最優先課題であり、就業現場への安全パトロールを実施して会員の意識高揚を推進し、会員自ら健康管理、体力づくりなど自助努力するよう日頃から事故防止の意識高揚を図るための啓発を行ってまいります。

適正就業については、発注者・会員の協力と理解を得ながら、長時間就業や同一場所での長期就業の解消に取り組み、ワークシェアリングを推し進めてまいります。

労働者派遣法が改正され、様々な就業形態による就業ニーズに応じていく必要からシルバー派遣事業への移行や職業紹介事業を展開してまいります。

これら多くの課題を克服するため、次の基本方針により魅力あるセンターを構築してまいります。

## 1. 基本方針

- (1) 財政基盤の強化
- (2) 組織・運営体制の充実
- (3) 普及啓発活動の推進
- (4) 就業の確保
- (5) 技能講習会・研修会の促進
- (6) 安全就業対策の強化
- (7) 適正就業の推進
- (8) 職業紹介事業及び派遣事業の推進
- (9) 関係行政機関・諸団体との連携

## 2. 事業目標

会員数	1,250	人
受注件数	4,500	件
就業延人員	130,000	人日
契約金額	480,000	千円
就業率	90.0	%

## 3. 事業実施計画

### (1) 財政基盤の強化

国等の補助金の削減に伴う運営健全化計画に基づき、引き続き事務事業の効率化を図ります。

- ① 就業拡大と会員拡大により安定的な自主財源の確保を図るとともに、引き続き事業費用の効率的運用により、健全な財政基盤の強化に努めます。
- ② 公益法人会計については、会計事務所による業務監査及び監事による会計監査を実施し、公益目的事業で求められる収支相償に努めます。

### (2) 組織・運営体制の充実

シルバー人材センターの基本理念「自主・自立、共働・共助」に基づき、会員の意識の向上を図ります。

- ① 毎月、入会説明会を開催し、働く意欲のある会員の入会促進、特に女性会員の入会促進を図ります。
- ② 地域委員・連絡員を中心に地域毎の親睦会やボランティア活動等を通じて地域班組織の活性化に努めます。

- ③ 事務局体制強化のため、適正な職員の配置に努めるとともに、研修会等への参加により職員の資質向上を図り、事務の効率化を進めます。又会員の登用による事務局運営参加を引き続き継続します。

### (3) 普及啓発活動の推進

一般家庭及び事業所等に対してシルバー事業の役割とその成果などを理解していただくため、普及啓発活動を積極的に展開します。

- ① 10月のシルバー事業啓発月間に合わせて、大規模店舗や地区公民館等において地域班啓発活動を実施します。
- ② 発注者に対して、シルバー事業の趣旨・目的等への理解と協力を求める啓発活動を推進します。
- ③ 市広報誌への掲載や様々な広報媒体による情報提供を心掛けます。

### (4) 就業の確保

多様化するニーズに応じた受注拡大を行うとともに、会員の希望職種や知識・技能の取得状況を的確に把握し、これに基づく就業機会の開拓を図り会員に公平な就業機会を提供します。

- ① 地域社会の就業ニーズ等の把握を適確に行い、民間企業、家庭等に対する就業機会の掘り起こしを行う就業機会開拓推進員を各地域に引き続き配置します。
- ② 高齢化に伴う福祉・家事援助サービス事業の充実を行うとともに他の部門においても女性会員の就業機会の拡大を図ります。
- ③ 会員に公平な就業機会を提供するため、グループ就業やローテーション就業とするなどワークシェアリングを推進します。
- ④ 会員の就業機会を拡大・確保するため、独自事業について自主的・自立的運営が可能な事業を研究してまいります。

### (5) 技能講習会・研修会の促進

会員の意識向上、就業体制の強化及び後継者育成のための技能講習会を開催します。

- ① シルバー人材センターの基本理念の向上を図る研修会を実施します。
- ② 発注者のニーズに対応できる就業体制を強化するため、会員の技能習得等を目的とした講習会及び研修会を開催します。
- ③ プライバシーの侵害防止及び人権に関する講習会を開催します。
- ④ 技能職種会員による後継者の育成を図ります。
- ⑤ 公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会との連携を図り、国・

府の補助金を活用した研修会の実施を検討します。

#### (6) 安全就業対策の強化

会員の安全と健康を守るため、安全就業推進事業計画に基づき、安全就業対策を強化します。

- ① 安全就業委員及び安全就業推進員による「安全就業パトロール」を毎月実施します。また、作業用機械用具の整備・点検及び就業現場での保護用具の着用などの指導に努めます。
- ② 事故審査会で再発防止に向けての対応策を協議します。
- ③ 重篤事故防止のため、屋外1人作業を防止します。
- ④ 交通事故を未然に防止するため、就業先を配慮するほか、交通安全講習会を開催し事故防止への注意を喚起します。
- ⑤ 1年に1度の健康診断受診を促し、健康管理意識の高揚を図ります。

#### (7) 適正就業の推進

適正かつ公平に就業機会を提供するため、適正就業に関する要綱に基づき、適正就業を推進します。

- ① 公共・民間事業所での同一就業期間及び就業時間の徹底
- ② ワークシェアリングの推進
- ③ 体力及び能力に合った就業の提供

#### (8) 職業紹介事業及び派遣事業の推進

高齢者及び会員に対し職業紹介及びシルバー派遣事業を実施します。

- ① 地域における事業者の雇用ニーズを踏まえ、臨時的かつ短期的雇用による就業を希望する高齢者に対しての職業紹介を行います。
- ② 発注者(事業主)の就業内容を精査し、雇用に繋がるようなものについては、発注者と協議し、シルバー派遣事業及び職業紹介事業を行います。

#### (9) 関係行政機関・諸団体との連携

センターは、公共性・公益性の高い団体であり、行政の支援(補助金の交付、施設の提供、公共事業の発注等)が不可欠である。

- ① シルバー事業の所管である福祉・労働部門はもちろん、市当局の様々な部署と情報交換し、連携を密にする。
- ② 全国シルバー人材センター事業協会や大阪府シルバー人材センター協議会と緊密な連携を図り、事業運営への指導・助言を求める。